

任期付職員（地域包括ケア推進官）の募集について

四国厚生支局では、地域包括ケアシステムの構築の支援等に関する業務を行っていただく方を「任期付職員」として募集します。

職務内容及び募集要領は次のとおりです。

◎職務内容

1 職種

四国厚生支局地域包括ケア推進課 地域包括ケア推進官

2 業務内容

- （１）地域包括ケアシステムの構築の支援に関する企画・立案・調整に関すること
- （２）地域包括ケアシステムの構築の支援の実施に関すること
- （３）地域包括ケアシステムの普及及び啓発に関すること
- （４）その他、地域包括ケアに関する専門的及び技術的事項に関すること

◎募集要領

1 募集人員

1名

2 資格等

次に掲げる要件を全て満たす方

- （１）大学、短期大学、高等専門学校若しくは高等学校を卒業した者及びこれらと同等以上の学力を有すると認められる者で、令和８年１０月１日現在で、地域保健、地域福祉、介護保険、医療・介護連携等の分野において、通算４年以上の実務経験を有する者

※上記要件について虚偽の申告があった場合には、受験資格、採用内定及び採用を無効とする。

なお、以下に該当する方は応募できませんので、あらかじめご了承ください。

- ① 日本国籍を有しない者
- ② 国家公務員法第３８条により国家公務員になることができない者
 - ・ 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者又はその刑の執行猶予の期間中の者その他その執行を受けることがなくなるまでの者
 - ・ 一般職の公務員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から２年を経過しない者

・日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

③平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者（心神耗弱を原因とするもの以外）

（２）地域包括ケアに関する実務経験又はこれに準ずる経験を有すること

3 採用形態

一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律（平成12年法律第125号）に基づき、常勤の国家公務員として採用の予定です。

※国家公務員法に基づく守秘義務や兼職制限等が適用されます。

4 給与

一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）に基づき、学歴や就職後の経験年数等を勘案して決定します。各種手当（期末・勤勉手当、通勤手当、超過勤務手当、地域手当等）を要件に基づき支給します。

5 休暇

完全週休2日制（土曜日・日曜日）、祝日、年末年始（12月29日～1月3日）、年次有給休暇、夏季休暇等の特別休暇があります。

6 福利厚生

（１）健康保険、年金は、国家公務員共済組合に加入することになります。

（２）その他、宿泊施設等の各種福利厚生制度があります。

7 勤務先

四国厚生支局地域包括ケア推進課

（香川県高松市サンポート3-33 高松サンポート合同庁舎北館4階）

8 雇用期間

採用日から1年間

※始期は令和9年4月1日以降で調整の上、決定いたします。

※業務継続の必要性から、調整の上、最大5年まで任期が更新される場合があります。

9 勤務時間

1日7時間45分

※必要に応じて残業があります。

10 応募方法

① 受付期間等

受付期間は、令和8年9月18日（金）9：00から10月2日（金）17：00までとする。

メール又は郵送（特定記録郵便）による申込みとし、メールの場合には期間内の受信郵送の場合は受付期間内の消印を有効とする。

申込みの必要書類に不足や不備がある場合は、電話又はメールにより補正を促す。

また、応募者から受付期間を過ぎて郵送による申込みがあった場合は、応募者に選考対象とならない旨文書により通知する。

② 必要書類

申込みに必要な書類は以下のアからウとする。

ア 身上申立書（様式1）

イ 職務経歴書（様式2）

ウ 公募時に公表する課題（1題）に対する小論文（様式3）

以下の議題について、小論文（1200文字程度。A4用紙横書き。）を記述してください。

議題：地域包括ケアシステムの推進における課題と対応方策について

11 試験等

1次選考（書類選考）後、面接試験により合否を決定します。

1次選考合格者には、面接日を個別に電話又はメールでご連絡します。

12 その他

応募の秘密については厳守いたします。

また、応募書類は返却いたしませんので、ご了承ください。

【問い合わせ先及び書類送付先】

厚生労働省四国厚生支局総務課庶務係

〒760-0019 香川県高松市サンポート3-33

高松サンポート合同庁舎北館4階

TEL：087-851-9565

e-mail：skkousei125-s@mhlw.go.jp